

## Suvalite Air レンタル規約書

本規約書は Suvalite Air ディフューザーユニット及び付属品一式について、弊社カルモアとお客様の間で、下記の事項について合意する。以下、Suvalite Air ディフューザーユニット及び付属品一式を『レンタル機』と表記する。

- ① 弊社から貸し出すレンタル機は、弊社物件の為、弊社に全て帰属するものとします。盗難及び紛失・消失・故障は、弊社まで連絡して頂き、その度合いによりレンタル品の実費を頂きます。お客様は、契約した期間は自由にご使用いただけます。
- ② 契約開始日(レンタル機受取日)より契約終了日(レンタル機返送手配日)までがレンタル期間です。レンタル期間は、別途合意した期間としております。また、レンタル機貸し出し後の期間延長には機器のスケジュール調整が必要ですので、契約終了日前にご相談下さい。レンタル機の空き状況によっては延長出来ない場合もございます。
- ③ レンタル機に不具合や付属品の不足が見られる時はレンタル契約終了日までに申し出てください。返却されたレンタル機の動作確認において異常・汚損が認められる場合や付属品の紛失が認められる場合は、その度合いにより修理費用や付属品費用のご請求、もしくは損害賠償請求対象となる場合があります。通常、販売価格での買取額を限度とします。
- ④ レンタル期間中、お客様の過失なく故障や不具合が発生し、使用出来なくなった場合は代替機と交換いたしますので着払いにてすみやかにレンタル機のご返送手配をお願いいたします。なお、ヤマト運輸、佐川急便以外の運送会社を使用して着払い返送される場合はご一報をお願いいたします。
- ⑤ レンタル機に故障や不具合が生じ、使用出来なくなった場合のレンタル期間は、代替機到着日を起算とし、不具合のご連絡をいただいた日から契約終了日までの残り日数分を新たにレンタル期間と定めます。
- ⑥ 弊社より返却の督促があるにも関わらず返却されない場合は法廷での対応となります。弊社より返却の催促後2週間以内にレンタル機の返却がない場合は、違約金として金50,000円を請求します。本規約書に関する紛争は東京地方裁判所を管轄裁判所として解決するものとします。
- ⑦ レンタル機返送時の送料はお客様のご負担になりますのでご了承願います。
- ⑧ レンタル機は出荷前に正常であることを確認して出荷を行います。正常なレンタル機を使用したことによる何らかの損害(一次的損害、二次的損害)について、弊社では一切の責任を負わないものとします。ただし、製品の欠陥による製造業者等の損害賠償の責任については、PL法の規定によるほか、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定に準じて対応いたします。

以上